

令和3年度 社会福祉法人笛吹市社会福祉協議会事業計画

基本理念

こんなまちであつたらいいな 安心して暮らせる幸せあふれるまちづくり

I 基本方針

笛吹市社会福祉協議会は高齢者・障がい者の福祉サービス拠点スマイルいちのみやを令和2年5月に開所しました。運営方針は、「高齢者・障がい者の福祉サービスの提供と全ての住民の参加を得た地域福祉の拠点となる複合型の施設の実現」です。今年度は、コロナ禍の中、新しい生活様式に合わせ、住民の参加を得て、地域との交流を深め、地域共生型の多世代交流と多機能の福祉拠点として、地域に根差した福祉活動を推進していきます。

さて、地域共生社会とは、国が平成28年「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、厚労省はそれを受けて、「『我が事・丸ごと』地域共生社会の実現」を位置づけ、制度分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域住民と関係機関が共に創っていく社会のことです。

社協は、この動きを受けて、「地域福祉」の原点である共に支えあい、助けあう地域づくりに向けて「住民が主役」の第3次地域福祉活動計画（平成29年度～33年度）を策定しました。活動計画のテーマは「7つの地域あいみんなでいっしょにつくる共生のまち」で、基本的視点は「住民が主役」です。「地域福祉」とは、子どもから高齢者まで、障がいがある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で住み慣れた自宅でいきいきと自立した生活を送れることを目指し、地域における様々なサービスを組合せ、誰もが支えあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」を実現することです。今年度は活動計画の最終年です。新しい生活様式に合わせた「住民が主役」の基本視点のもとその具現化に向けて、既存の事業に加えて、地域課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動に取り組んでまいります。

今年度も、地域共生社会の実現を目指し4つの重点目標を定めました。その中心が、社協が有する資源を最大限生かすことです。地域の事業活動を推進する地域福祉部門・後見センターなどの権利擁護部門・障がい者の相談部門・障がい者の地域活動推進部門・高齢者の在宅生活を支える介護事業部門・それらを統括する法人運営部門の各部門間の連携を強化して、住民個別の支援と地域づくりを進めてまいります。

II 重点目標

地域共生社会の実現を進めます。

1. 職員一人ひとりが社協の役割を理解し、連携・協働して住民に寄り添った支援をします。
2. 新しい生活様式に合わせた地域福祉を推進します。
3. 住民主体の活動を支援します。
4. 社協の財務基盤を強化して地域福祉を推進します。

III 法人運営部門

(i) 部門目標

法令遵守と公益性の高い法人であることの周知。社協として質の高いサービスの提供と効率的な組織運営を行います。

(ii) 総務課

1. 目標

- ① 法令遵守に則った組織運営を行います。
- ② 住民と社協の活動について広報を行い、共感を育むことで理解者・支援者・実践者を増やします。
- ③ 地域住民との連携など、社協らしさを活かした指定管理施設の運営に取り組みます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 職員全員が法令についての理解を深められるように取り組みます。
- ② ホームページの改善、メール配信、SNSの活用など積極的な広報活動に取り組みます。
- ③ 指定管理施設の社協らしい運営に取り組みます。
- ④ 職員が安心・安全に業務を進められる環境整備に取り組みます。
- ⑤ ICT(情報通信技術)の利活用による業務の効率化を推進していきます。

IV 地域福祉部門

(i) 部門目標

- ① 第3次地域福祉活動計画の最終評価をもとに新しい生活様式に合わせた第4次地域福祉活動計画策定に取り組みます。
- ② 住民主体の活動を住民と一緒に進めます。
- ③ 個別の相談支援から地域づくりにつながる職員育成を進めます。

(ii) 地域福祉課

1. 目標

- ① 個別相談支援からの地域づくりと推進委員会や2層の活動からの住民主体の地域づくりをすすめます。
- ② それぞれの業務に対し根拠を持った中で連携、協働し地域福祉を推進します。
- ③ 様々な事業を通して住民の共感を得、寄付文化を醸成します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 様々な媒体を活用し、住民活動、社協の活動を広めながら地域づくりに繋がります。
- ② それぞれの業務に対して役割分担を明確にできるよう職員育成をします。
- ③ 各事業の連絡会やワーキング、研修会を活用して質の向上を目指します。

(iii) 障害者地域活動支援センター

1. 目標

- ① 障がいがあっても地域での生活が維持できるよう、利用者のみならず住民の立場にも寄り添った幅広い相談支援を行います。
- ② 「新しい生活様式」を視野に入れ、障がいのある方への理解を広げた「地域共生社会」を目指すための啓発を地域住民と進めます。
- ③ 重度の障がいがあっても個々の状況に合わせた就労訓練と生活訓練日中活動のサービスを提供します。また、地域のボランティア活動の受け入れを行い、地域に根差した活動を行います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 地域に向けた情報発信を行い、障がい当事者と地域住民と一緒に具体的な取り組みができる啓発研修や地域サロンを行います。(I型事業)
- ② スマイルいちのみやの利用者が、自身が掲げる生活目標に対して前向きに取り組めるよう、個別の相談を元にした対応を進めていきます。
(相談事業とスマイルの協働)
- ③ 施設の設定の活用や制度外のサービスを提供して、それぞれの生活上の困りごとを、相談を通じてひとつずつ解消できるようなサービスを提供します。(スマイル事業)

- ④ 法人内外の研修や学習会、事業などに職員や利用者が積極的に参加し、地域づくりへの触媒になるような機会づくりや広報活動で地域共生社会について住民に伝えていきます。（全事業通じて）

V 在宅介護部門

(i) 部門目標

- ① 「断らない事業所」を目指し受け入れ態勢を整えます。
 - ア 社協の事業所の役割を踏まえ、他の民間事業所では取り組みにくい困難ケースへの対応を積極的に行います。
- ② 事業経営基盤の強化を図るために選ばれる事業所を目指します。
 - ア 介護保険制度等の法令遵守を徹底し適切な運営と経営を行います。
 - イ 制度の狭間への対応や地域の実情やニーズに合わせた多様性のあるサービスの開発を法人内で連携し検討していきます。
- ③ 質の高いサービスを提供できるよう職員教育や研修を充実します。
 - ア 専門的知識や技術の向上が図れるようコロナ禍であることを踏まえ、法人内の専門職が中心となり研修を行います。
- ④ 地域住民やボランティア等と新しい生活様式に合わせた、地域交流ができるよう工夫して行っていきます。

(ii) 居宅介護支援事業所

1. 目標

- ① 特定事業所の継続により、質の高いケアマネジメントを提供できる体制を確保していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令遵守を徹底し、利用者の抱える課題をより正確にとらえ、利用者の望む生活に向けて支援できるように努めます。

(iii) 通所介護事業所（デイサービス）

1. 目標

- ① 医療度の高い方や認知症、在宅看取りの方々が、在宅での生活が継続できるよう受け入れ態勢を整え「断らない事業所」を目指します。
- ② 社協の役割を理解し介護保険制度改正内容に準じた経営を意識し、制度の狭間への対応やニーズに応じたサービスの開発を行なっていきます。

- ③ 地域住民やボランティア等と新しい生活様式に合わせた、地域交流ができるよう工夫して行っています。
- ④ 質の高いサービスを提供できるよう、コロナ禍を踏まえた小規模での学習会を法人内の専門職が行います。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 制度の狭間への対応や地域の実情やニーズに合わせたサービスを検討し開発します。
- ② 地域住民やボランティア等と新しい生活様式に合わせた、地域交流ができるよう工夫して行います。

(iv) 訪問介護事業所（ヘルパー事業所）

1. 目標

- ① 「断らない事業所」として他事業所では受け入れられない生活困窮者・寝たきり高齢者、精神・身体障がい者、重度認知症者・医療重度者、在宅看取りの方への支援を積極的に行い関係機関と連携し、又、制度の狭間への対応も行っています。
利用者が住み慣れた地域で、“その人らしさ”を維持した生活が続けられるよう職員一人一人が社協の役割を理解し、関係機関と連携し支援をしていきます。
- ② 介護保険制度等の法令遵守を徹底し、訪問介護事業所の特定事業所加算Ⅱを継続していくため体制を整えます。
 - ア 業務の見直しを行い業務内容の統一や効率化を図ります。
 - イ サービス提供責任者のアセスメント能力を高めます。
- ③ 質の高いサービスを提供するために、内部・外部の研修を積極的に実施し、専門的知識や技術を高められるよう職員研修を充実していきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 登録指定行為事業（喀痰吸引・胃ろう対応）を安全に実施します。
- ② 介護保険外サービス（おまかせ安心サービス）を実施し、在宅生活を支援します。
- ③ 感染予防を徹底し、利用者が安心できる支援を実施していきます。

VI 笛吹市南部長寿包括支援センター

1. 目標

地域で支援を必要としている方々に切れ目のないサービスの提供や困りごとの早期発見及び早期対応等一連の取り組みを行うことで、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるようにしていきます。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 総合相談支援事業では、地域の高齢者の様々な相談を受け止め、適切なサービスや機関等の資源とつなぎ、新しい生活様式の中で地域での継続した生活を支援します。
- ② 高齢者虐待、消費者被害では、高齢者を中心に地域住民等に周知し予防・早期発見・対応に取り組めます。
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメントでは、処遇困難事例への支援に向けて、地域の支援者や関係機関との顔が見える関係づくりをして定期的に地域ケア会議を開催したり、随時個別ケア会議を実施し解決に向けて取り組めます。
- ④ 介護予防事業では、重度化防止と自立に向けた多職種連携を進めます。

VII 一宮複合施設（スマイルいちのみや）

1. 目標

- ① 住民の参加を得た地域福祉の拠点となる取り組みをします。
- ② 障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会をスマイルいちのみやから提供します。

2. 重点的に取り組む実施事業

- ① 法令遵守に則した事業内容の透明性を図ります。
- ② スマイルいちのみやを利用する方々が、複合型施設でのサービスを利用する姿を伝えていくこと等、障がい児者の方々の地域での活動を具体的に情報発信していきます。
- ③ 複合型施設としての専門性の高いサービスの提供ができるよう職員教育を継続して行います。
- ④ 複合型施設の特徴が発揮できるよう、利用者と多世代の地域住民との交流の場や福祉教育の場等としての施設の活用について検討を行います。

以上